

豊明市窓口キャッシュレス決済端末導入業務仕様書

1. 業務名

豊明市窓口キャッシュレス決済端末導入業務

2. 業務目的

市役所窓口における証明発行手数料等の支払手段として、キャッシュレス決済を導入することにより、市民の利便性向上、窓口サービスの向上、事務の負担軽減や事務効率化を図ることを目的とする。

3. 業務概要

(1) キャッシュレス決済端末（以下、「端末」という。）及び充電器の提供

ア 仕様等

- ① クレジットカード、電子マネーICカード、QRコード決済アプリ（以下、「クレジットカード等」という。）の読取・決済ができること。
- ② 日別、月別の売上集計や商品別集計ができ、発注者が csv ファイルとして出力できること。
- ③ キャッシュレスにより決済した旨記載されているレシートが発行できること。
- ④ 端末のみで決済が可能であること。
- ⑤ SIM 等でインターネット接続ができ、持ち運びができること。その際に発生する通信料等があれば見積書へ記載すること。
- ⑥ 決済誤りがあった場合、当該決済を取り消す機能があること。
- ⑦ PCI DSS の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。
- ⑧ 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。
- ⑨ カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS 設定を取得していること。
- ⑩ 設置する機種はすべて同一機種とし、新品未使用品であること。

イ 保守

調達した端末は、履行期間内において、故障修理又は部品交換等の保守に対応すること。その際に発生する保守料等があれば見積書へ記載すること。

(2) 端末の設定・設置

ア 受注者は、端末の納品の際に、本市職員が端末を利用できる状態に設定・設置し、設定方法及び操作方法に関する説明を十分に行うこと。

イ 市民等利用者に対して、キャッシュレス決済が可能であることを案内する掲示物を準備すること。

(3) 運用業務に必要なマニュアル提供

受注者は、操作方法等について、マニュアルを作成し、納品すること。また決済取消時や誤操作時の対処方法等について分かりやすく作成すること。

4. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

キャッシュレス決済利用開始日は、令和7年10月1日とする。ただし、利用開始日に加盟店審査が間に合わないものについては、加盟店審査が終了次第利用開始とする。

5. 端末及び充電器の設置場所及び調達台数

豊明市役所本館1階（市民課、証明発行窓口、税務課、債権管理課）

豊明市役所本館2階（環境課） 各1台ずつ 計5台

6. 指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となる。

(1) キャッシュレス決済の種類

次のアからウに掲げるいずれの決済手段にも対応していること。その他の決済手段等については提案によるものとする。

ア クレジットカード

VISA、MasterCard、JCBを含むこと

イ 電子マネー

WAONを含む3規格以上

ウ QRコード決済

PayPay、楽天Pay、auPAY、d払いを含むこと

(2) 指定納付受託の方法等

ア クレジットカード等により決済した売上は、原則、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

イ 上記で納付された売上に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額利用料については、別途、受注者の請求により支払う。なお、この請求額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

ウ 売上の振込手数料は、受注者が負担すること。

エ 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。

オ すべてのブランドの立替金の納付は、一元的に取りまとめること。

カ 各月分の収納金は1回払いのみとする。

7. 機密の保持

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。このことは、本契約履行後又は契約を解除された場合においても同様とする。
- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管及び管理に万全を期し、漏えい防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 本市が提供する一切のデータ、資料等をこの業務の履行以外の目的で使用し、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。

8. その他

この仕様書に定めのない事項については豊明市と随時協議の上、決定すること。

9. 担当部課

豊明市役所 行政経営部 情報システム課